

財 関 第 1301 号
平成 28 年 11 月 1 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

「高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて」
の一部改正について

標記のことについて、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から通知があったことから、「高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 12 月 25 日財関第 1320 号) を下記のとおり改正し、平成 28 年 11 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。